

※病歴・検査結果と、適切な処置上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするための支援です。例えば、職場での最終意思決定者である事業者が配慮の検討を行いやすいように、主治医が事業者や産業医等に情報提供を行うことなどを指しています。詳細は、国のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント」を御参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000121431_00402.htm

○本リストに掲載されている医療機関以外においても、コロナ罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方への診療に対応している医療機関がありますのでご注意ください。